

令和 7 年 12 月 10 日

『全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について』

新旧対照表

改正案	現行	備考
令和 2 年 1 月 29 日 全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議決定 改正 令和 5 年 11 月 15 日 <u>改正 令和 7 年 12 月 10 日</u>	令和 2 年 1 月 29 日 全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議決定 改正 令和 5 年 11 月 15 日	(追加)
	<h3>前文</h3> <p>本決定は、「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会等について」(以下「副学長決定」という。)第 84 項に基づき、全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議(以下「全代会」という。)の円滑な運営を図るために運営の細目について定めるものである。</p>	(削除)
<h2>第一章 組織</h2> <h3>第一条</h3> <p>この団体は全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議と称する。</p> <p>2</p> <p>この団体は略称を全代会という。</p>	<h3>第一条</h3> <p>全代会は、「筑波大学の学生組織等について」(以下「学長決定」という。)第 20 項に基づき、全学に渡る学生生活および教育に関する事項等について討議し、意見等をまとめることを目的とする。</p>	(変更) (追加)

<p>第一条の 2</p> <p>この団体は、筑波大学の全学に渡る学生生活および教育に関する事項等について討議し、意見等をまとめることを目的とする。</p>		(追加)
<p>第一条の 3</p> <p>全代会は、主たる事務所を茨城県つくば市天王台 1 丁目 1 – 1 に置く。</p> <p>(略)</p>		(追加)
<p><u>附則</u></p> <p><u>本決定は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。</u></p>		(追加)